

◎特別児童扶養手当 障害程度認定基準（第14節／代謝疾患）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行												
別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第14節 代謝疾患 代謝疾患による障害の程度は、次により認定する。	別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第14節 代謝疾患 代謝疾患による障害の程度は、次により認定する。												
1 認定基準 代謝疾患については、次のとおりである。	1 認定基準 代謝疾患については、次のとおりである。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 685 328 757">障害の程度</th> <th data-bbox="328 685 799 757">障 害 の 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 757 328 987">1 級</td> <td data-bbox="328 757 799 987"> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 987 328 1249">2 級</td> <td data-bbox="328 987 799 1249"> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>	2 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 685 1015 757">障害の程度</th> <th data-bbox="1015 685 1487 757">障 害 の 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 757 1015 987">1 級</td> <td data-bbox="1015 757 1487 987"> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 987 1015 1249">2 級</td> <td data-bbox="1015 987 1487 1249"> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>	2 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>												
2 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>												
障害の程度	障 害 の 状 態												
1 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>												
2 級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>												
<p>代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。</p>	<p>代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。</p>												
2 認定要領 (1) 代謝疾患は、糖代謝、脂質代謝、蛋白代謝、尿酸代謝、その他の代謝の異常に分けられる。 (2) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。	2 認定要領 (1) 代謝疾患は、糖代謝、脂質代謝、蛋白代謝、尿酸代謝、その他の代謝の異常に分けられる。 (2) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。												

改 正 案	現 行																
<p>(3) <u>糖尿病は、血糖が治療、一般生活状態の規制等によりコントロールされている場合には認定の対象とならない。</u> <u>但し、インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。</u></p> <p>(4) 代謝疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。 一般状態区分表</p>	<p>(3) 代謝疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。 一般状態区分表</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 719 236 795">区分</th> <th data-bbox="236 719 801 795">一 般 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 795 236 952">ア</td> <td data-bbox="236 795 801 952">歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 952 236 1144">イ</td> <td data-bbox="236 952 801 1144">身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1144 236 1294">ウ</td> <td data-bbox="236 1144 801 1294">身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一 般 状 態	ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの	イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 719 924 795">区分</th> <th data-bbox="924 719 1489 795">一 般 状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 795 924 952">ア</td> <td data-bbox="924 795 1489 952">歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 952 924 1144">イ</td> <td data-bbox="924 952 1489 1144">身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 1144 924 1294">ウ</td> <td data-bbox="924 1144 1489 1294">身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一 般 状 態	ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの	イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
区分	一 般 状 態																
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの																
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの																
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの																
区分	一 般 状 態																
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが日中の50%以上は起居しているもの																
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの																
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの																
	<p>(4) <u>一般状態区分表のウに該当するものを1級に、イ又はアに該当するものを2級として認定する。</u></p>																